

医療滞在ビザに係る身元保証機関となる医療コーディネーターの登録基準

平成 23 年 2 月 3 日 制定
平成 25 年 11 月 20 日 一部改正
平成 28 年 5 月 20 日 一部改正
令和 4 年 6 月 29 日 一部改正
外 務 省
経 済 産 業 省

医療滞在ビザに規定される登録された医療コーディネーター（以下「国際医療交流コーディネーター」という。）の登録基準を次のように定める。

（登録）

第一条 外務省及び経済産業省は、次条に掲げる要件を備える法人（申請時において旅行業法第六条の四第一項に規定する旅行者である場合を除く。以下同じ。）の申請があった場合において、当該法人を医療滞在ビザに係る身元保証を行う国際医療交流コーディネーターとして登録することができる。

2 国際医療交流コーディネーターは、登録内容に変更が生じた場合は、経済産業省に対し、速やかに当該変更について変更の届出を行わなければならない。

（登録要件）

第二条 登録の申請を行おうとする法人は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 海外在住の外国人患者・受診者（以下「外国人患者等」という。）の国内医療機関への受入業務の実績があること。なお、実績とは、登録申請の月を含む前二年間で合計十名以上、かつ、半年ごとに一名以上の受入れ業務を行った場合とする（ただし、Japan International Hospitals（以下「JIH」という。）として認証を受けている国内医療機関については、登録申請の月を含む前二年間で三名以上の受入業務を行った場合とする。）。

二 国内医療機関と、外国人患者等の国内医療機関への受入業務に係る提携を有するか、それと同等の機能を有すると認められること。

三 外国人患者等及び同伴者の国内医療機関への受入業務を取り扱う専管部署がある、又は専任者を置いていること。

四 外国人患者等の国内医療機関への受入業務の円滑な遂行のため、当該業務に必要な言語の使用能力を有する要員を配置できる体制を整えていること。

五 経営するために必要な経済的基礎として、別紙⑤に掲げる貸借対照表に記載された資産の総額から同表に記載された負債の総額を控除した額が五百万円以上であること。

六 本邦内のいかなる場所で受入業務に係る緊急事態が発生した場合でも、迅速に対応することが可能な体制を確保し、関係機関への協力を行う等の支援体制を取ることが可能であること。

七 外国人患者等の国内滞在、診療等に関する問い合わせ等に対応するために必要な事業所を日本国内に有すること。

八 医療滞在ビザの適正な運用に必要な限度において、その業務に関し、関係省庁との連絡・調整を真摯に行うことを約すること。

九 法人の役員が次の各号のいずれにも該当しないこと。

イ 申請時において、過去二年以内に外国人旅行者の不法入国、不法残留に関与した者

ロ 精神機能の障害により国際医療交流コーディネーターの業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられた者

ニ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(登録の申請)

第三条 第一条の登録を受けようとする法人は、必要事項を記載した申請書及び別紙に定める書類を提出しなければならない。

(書類の提出等)

第四条 国際医療交流コーディネーターは、経済産業省からの求めがあった場合、登録申請時に提出した書類のうち、貸借対照表など、指定する直近の状況を記した書類(直近の事業年度版など)を提出しなければならない。当該求めがあった時点において登録要件を満たしていることを証明する書類を提出できない場合は、外務省及び経済産業省の間で協議を行うこととし、国際医療交流コーディネーターはその決定に従わなければならない。

2 国際医療交流コーディネーターは、国内外を問わず、自社または国内外の関係会社が行政処分を受けた場合には、その旨を経済産業省に報告しなければならない。

(登録の失効)

第五条 登録後一年間、又は、医療滞在ビザに係る身元保証を最後に行った日から一年間、医療滞在ビザの身元保証を行わなかった場合には、当該登録は失効する。ただし、JIHについては、この限りでない。

2 失効後三ヶ月以内に、改めて登録の申請を行う場合にあっては、第二条第一号に掲げる実績は、登録申請の月を含む前一年間に二名以上の受入業務を行った場合とする。

(登録の取消し)

第六条 外務省及び経済産業省は、国際医療交流コーディネーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。なお、登録の取消しを受けた法人

は、登録の取消しを受けた日から起算して二年が経過するまでは、改めて国際医療交流コーディネーターとして登録の申請を行うことができない。

- 一 第三条の申請内容に不実のものが含まれていることが判明した場合
- 二 第四条の規定に基づき提出が求められた書類について、その提出がない場合
- 三 国内外を問わず虚偽又は誇大な広告により誘引した患者を渡航受入するなど医療滞在ビザに係る身元保証を行う国際医療交流コーディネーターとして不適切と判断される場合

※標準処理期間

登録申請に要する書類が経済産業省ヘルスケア産業課に到達してから、当該申請に対する処理をするまでに要する標準的な期間は四十日程度を目安とする。

ただし、申請を補正するために要する期間、審査のために必要なデータを追加するための期間、土曜日・日曜日及び祝祭日は含まない。

附 則

- 1 本基準は、令和四年六月二十九日から施行する。
- 2 本基準は、必要に応じ見直しを行う。

登録の申請にあたっては、申請書の他、以下の書類を提出すること。

- ① 登録申請の月を含む前二年間における海外在住の外国人患者・受診者の国内医療機関への受入業務の実績（別紙1参照）
- ② 外国人患者等の国内医療機関への受入業務に係る提携を示す提携契約書等
- ③ 外国人患者等の受入業務部門の組織図
- ④ 外国人患者等の受入業務部門従事者の役職を併記した名簿
- ⑤ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- ⑥ 事故処理マニュアル
- ⑦ 緊急時支援体制の概要等（別紙2参照）
- ⑧ 登録基準第二条第1項第六号及び第八号の内容を確約する旨の文書（別紙3参照）
- ⑨ 登録基準第二条第1項第九号のいずれにも該当しないことを申告する文書（別紙4参照）
- ⑩ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- ⑪ 国際医療交流コーディネーター業務に係る事業の計画